

決議案第2号

朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

去る日本時間の先月29日午前3時18分ごろ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、4000キロメートルを大きく超える高度に達し、約53分間にわたり約1000キロメートル飛翔して青森県西方約250キロメートルの我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

我が国を初め国際社会は、北朝鮮に対して、累次にわたり、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、たび重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

このような中、北朝鮮は、9月15日に続き、弾道ミサイルの発射を繰り返し強行したことは、付近を航行する航空機や船舶の安全確保の観点から、極めて許しがたい行為であり、日本海で操業する漁業者の生命や安全・安心を脅かすものとして、漁業者の不安ははかり知れないほど高まっている。

また、「弾道ミサイル技術を使いたいかなる発射、核実験、その他のいかなる挑発」を禁じた国連安全保障理事会決議第2371号を初めとする累次の国連安全保障理事会決議にも違反し、我が国の安全保障に対してこれまでにない深刻かつ重大な脅威を及ぼすとともに、東アジアを初め世界の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、たび重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、このたびのミサイル発射は、「国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらない」ことを確認した日朝平壤宣言に反する愚行であり、厳重に抗議するとともに、改めて、このような国際社会の平和と安定を脅かす行為をこれ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と道民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北 海 道 議 会